

## 野々市市まちづくり基本条例策定委員会第15回 議事・要旨

2014年8月18日(月) 19:00~21:00

野々市市庁舎201会議室

### ◇今回の会議で決定したこと

【委員13名】池田、亥野、小竹、小堀、小松、中村、新美、林、藤田、村井、谷内、山岸、吉岡(五十音順、敬称略)

【職員ワーキンググループ1名】山崎

【ファシリテーター】森山奈美

【アドバイザー】神谷浩夫

【事務局5名】金場、栗山、中谷、舟崎、北

【欠席】大島、大森、絹川

- ・宿題として、次回会議の時間を短縮するため議題に対して自分の意見を持ってくる。
- ・ワーキンググループで前回までの議論を反映した条例案を作成して次回会議までに配布。
- ・9月に会議を2回行い、パブリックコメントを出して、10月に返って来たコメントを反映。間に合わなければスケジュールを再調整する。
- ・条文案の修正点は別紙のとおりとする。

### ◇振り返りシートの意見(●は後日意見)

#### 【第14回会議全体について】

- ・各チームで議論、発表し、全体で討論する流れが良かった。しっくりきた。各自のイメージと討論の内容がマッチする。結論が明確になる。(複数)
- ・グループでの議論の時間があり有意義だった。各グループで発表した内容が前進して良かった。(複数)
- ・全体的にわかったことが増えたので、審議がスムーズ。パズルが埋まったイメージ。
- ・神谷先生の指摘がわかりやすかった。
- ・難しい内容が多くて大変。今回は前文について議論できなかったのが次回議論したい。
- ・一つの議論に時間がかかった。時間が足りない。
- ・深く考える時間がなかった。
- ・市長に提言書が提出されて感無量だ。
- ・今後とも自由闊達な議論をしたい。

#### 【条例案についての意見】

- ・市民憲章、条例、協働指針の関係性を議論でき良かった。

- た。この関係で条例の形が明らかになった。(複数)
- ・協働指針を野々市らしさとして前文に入れたい。
- ・野々市らしさを出すにはどうしたら良いか。
- ・市民の言葉でわかりやすく、市民皆に伝わる条例になるには、まずは自分が本当に理解する必要がある。
- ・取り組みの評価、公表について議論したが、評価をするためにどうするか審議会というキーワードが出たが、どのような枠組みですかということの話が終わった。項目決めは条例ではないと思った。
- ・20代から30代の人材育成は重要。
- ・行政の役割と責務についてシンプルにすることについて、職員に関する3、4、5項は削除し、新たに行政の説明責任の追加。
- ・法治国家なので法によってルールを決めることを重く受け止めたい。

#### 【その他の意見・要望・質問】

- ・内灘町の話は重い。
- ・途中段階の条例案が欲しい。ワーキンググループからの第3案が欲しいので、会議前に見たい。(複数)
- ・メンバーのシャッフルはそろそろ必要ではないか。
- ・条例策定のスケジュール案がほしい。
- ・ワーキンググループの参加が少なくて残念。
- ・ワーキンググループの方よろしくお願ひします。

### ◇議事・記録

#### 1. 開会

#### 2. 市長への提言の報告

8月11日に提言書を市長へ渡し、ワーキンググループを含めて議論をしていることを伝えた。条例案作成後は、本部の担当者を通り、議会へ通す。今後のスケジュールがタイトになるが、皆で協力し条例を形にしたい。この提言で条例づくりの一つの区切り。提言の雰囲気はなごやか。野々市らしいという評価。



### 3. 第14回会議の振り返り

#### ■第14回会議の振り返り

前回は、提言書案を検討した。振り返りシートからは、次のような意見が出た。

- ・前半の提言書案の議論に時間がかかりすぎたと感じている人が多いようだったが、時間内にまとまった。
- ・今まで議論してきたことが活かしきれず議論が戻ると感じた人も複数いた。
- ・意見を出せなかったが皆さんの話を聞いて勉強になった、自分なりに整理したいという意見、段々と内容が難しくなってきたという意見も出た。
- ・グループで議論ができて、全体で話し合うよりも集中できて良かった。
- ・若い世代の意見が出て面白かった。
- ・ワーキンググループからはワーキンググループが先行していたという意見、ワーキンググループの参加が少ないという意見が出た。
- ・議論の際に同じグループが良いという意見が出たが、席が固定されてきたようなので、たまにシャッフル。
- ・提言書案ができて良かったという意見が出た。
- ・条例案については、言葉の意味を共有していくことが重要。前回は協働の意味や、市民活動と地域活動の違いなど、言葉の整理をした。
- ・前回会議の最後に神谷先生からの指摘で、細かい部分と条例の全体像とらえることが重要だということ、条例の細かい部分と全体像の両方を見て課題を抽出して議論する進め方で、条例の作り方について自分の中で整理することを各委員が忘れずにしてほしい。
- ・前文の整理をしたグループから、色々な世代の市民が「自分も市民なのだ」「自分に条例が関係ある」と感じられるものにしたいという意見が出た。前文

を加賀市や池田市のようにしたいという意見も出た。

- ・条例づくりの指針は3つになったが、改めて重要。
- ・他の県や地域との連携について、前回は削除する流れになったが、振り返りシートでこの項目を残してほしいという意見が出たので再度議論が必要。
- ・ワーキンググループには苦勞かけるがうまく条文案をまとめてほしいという願いがあった。
- ・議論の進め方については、できるだけ多くの方が発言できるように皆さんに協力してほしい。
- ・最終の議決に持って行くためには反対と賛成の両意見を挙げて議論する時間を大事にしたい。

### 4. 挙げられた議題に対する議論と全体討議

#### ※「条例案作成における今後の議題」

事前配布した「条例案作成における今後の議題」に、前回会議までに出た意見、意見書として出された意見をまとめた。現状意見が書いてある議題は、前回どこかのグループで議論したもの、空欄の部分はまだ議論が深まっていない部分。前回会議で多数の議題が出たので、各グループで議題を決めて議論して出した結論を全体で検討して進めた。さらに神谷先生に全体を見てもらい、他に議論した方が良い議題が出された。

- ・1番の市政とまちづくりに関しては、市政は市長でまちづくりは市民、両者を橋渡しするのが議会。
- ・地域活動と市民活動の違いは、地域活動は町内会や保存会等の地域に根ざした活動団体で、市民活動は地域にとらわれずテーマ性を持って考えを同じくする個人の集団。市民と町内会、その他団体について整理したいという意見を基に、2番に統合。
- ・第3章の自発的な活動を後押しできる内容はまだ議論されておらず、市民が自ら考えて行動するという前向きな行動も重要だという意見が出された。町内会やNPOが取り組んでいるまちづくりの活動を行政が支援し、市民自らが推進することを表現したい。
- ・市民憲章と基本条例、協働指針の位置関係を整理。
- ・主語に着目して整理するという議題は議論が必要。
- ・協働の言葉の意味は協働指針から引用。
- ・7番の基本理念に関してはまだ議論されていない。
- ・8番「第9条の行政の役割と責務についてシンプルにする」は、「前例にとらわれることなく」を削除。
- ・9番「人材育成についての条文」には子供の育成が

あるが、まちづくりの次世代である20～30代の人材育成が重要ではないかという議論。

- ・10番「国や県、他の地方公共団体との連携」は、条文案には入れないという結論になったが、振り返りシートで残してほしいという意見により再度議論。
- ・前文は議論し意見が多く出たが、事務局から3案が出されたので、最終的に文章を見て作っていく。
- ・13番「第9条の4職員個人ではなく、行政の説明責任を条文化してはどうか」は議論されていない。
- ・14番、15番の見直しは何年毎に行うか考えて条文化した方がいいという意見が出た。
- ・16番のパブリックコメントは、意見を募集する際にこれ以外の多様な方法で意見を集めると良いという意見が出た。
- ・18番以降には、議会・議員について、情報公開について、市民の意見と市民の意向の違いについて、まちづくりの主体として市政に関心を持つという表現にすることについて、まちづくりの発展または成熟の状況や社会情勢及びその他の事情という表現にすることについての議題が挙げられた。



#### ■各グループの議論・意見の発表 ※別紙参照

#### 8【第9条行政の役割と責務についてシンプルに】

- ・行政の役割と責務について、「前例にとらわれることなく」は当たり前なので削除。
- ・第2項の「行政は市政の運営にあたり、市民の意見を的確に把握する」はそのまま活かす。
- ・第3項の「全体の奉仕者」も当たり前なので削除。行政の説明責任についても記述する。
- ・第4項「職員自らが地域社会の市民で・・・適切に

説明します」は、行政しか説明責任を果たす事はできないので削除。

- ・第5項「職員は社会状況に応じて、政策などを作る能力・・・」も当たり前の話なので削除。

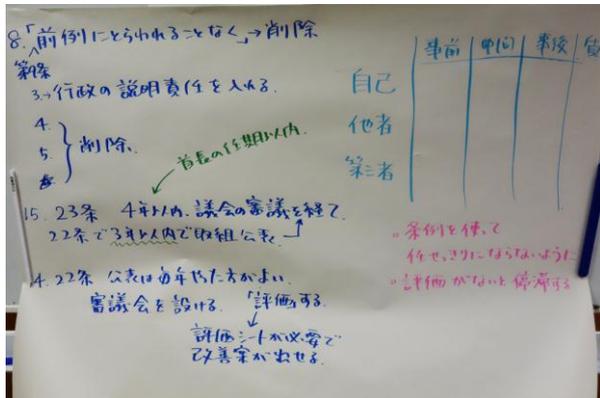
#### 15【条例の検証と見直しは何年ごと？どのように？】

- ・第2条の取り組みの公表との絡みがあるが、4年以内に条例の検証と見直しを行うことにしたい。
- ・取り組みの公表は、毎年行うのも大変なので、4年以内に見直すことを前提に考えると3年が良い。  
⇒毎年公表すべきという意見が出た。毎年か3年以内か、いずれにしても取り組みの公表に基づいて、条例の検証を行うという点がポイント。
- ・第3条は、取り組みの公表に基づき検証すること、市長の任期以内である4年ごとに議会の審議を経て見直しの決定を行うという具体的意見を入れたい。

#### 【取り組みの公表は何年毎、どのように】

- ・条例に基づく取り組みは、やりっ放しではなく評価をする必要がある。審議会を設けてまちづくりの取り組みを毎年評価したい。
- ・まちをよくしたいという目的と方向性を確認するために評価する。条例ができて活用されなければ意味がなく、市民もまちづくりは全部町内会に任せる意識になってしまうと、まちづくりとは何かがわからなくなる。
- ・審議会が必要かどうか意見を聞きたい。
- ・審議だと具体的なことが出てこないが、評価は評価シートが必要。評価シートで審議したい。
- ・今まで何をしてきたか、今後何をするのがわからなくなるので、条例の文言は「公表」より「評価」という言葉を使うのが良い。
- ・議会も評価も同じ。評価をして悪い事は改善、良い事は表彰することが重要。
- ・どのタイミングで評価するか、誰が評価するのかによって評価にも多様な方法がある。
- ・誰がするか：自己評価と他者評価、第3者評価  
市民と行政で何かを行う場合、市民が評価する場合、行政で評価する場合、第3者が評価する場合がある。
- ・評価のタイミング：事前評価と中間評価、事後評価。
- ・数値的な評価と質の評価。活動の質の評価として、

どれくらい協働したかを評価するにはどうするか。  
→野々市式の評価ポイントを作るプロセスも協働でやっていくことができる。



### 【国、県、他の地方公共団体との協力と連携】

- ・振り返りシートに、市民団体で野々市に住む人でなくても市が支援できるという意見があった。
- 協力・連携を自治体が行うことは当たり前だということで今回は削除された。主語が市民か行政か、行政のことは当然なので書かなくて良いが、主語が市民だとしても第2条にある「その他の団体」には金沢などの他の市民団体も入っているのでカバーされる。
- ・自治基本条例があるが、今回のようにまちづくり基本条例として定める場合この条項は不要。第2条の協働の中で市と市民が協力する中に、その他の団体も含まれるという文になっていたから。
- ・国際社会についても条例で明記する必要はない。

### 【市民憲章と基本条例と協働指針の位置関係】

- ・市民憲章は大きな枠、市民憲章の中に基本条例、基本条例の中に協働指針があるイメージ。
- ・一番大きなものが市民憲章で、家訓や校則、社訓と同じように行動規範としての位置づけ。樁10徳ではなく、野々市市愛と和の市民憲章という市民のための項目。（総合計画45ページ参照）
- 条例の中での憲章の位置づけは前文の中にある。
- ・野々市市愛と和の市民憲章は以下の5項目。「郷土を愛し、緑ゆたかな住みよいまちをつくりましょう」「伝統を重んじ、教育文化の香り高いまちをつくりましょう」「健康を増進し、活気みなぎる明るいまちをつくりましょう」「勤労を尊び、感謝と奉仕の心

で温かいまちをつくりましょう」「秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちをつくりましょう」

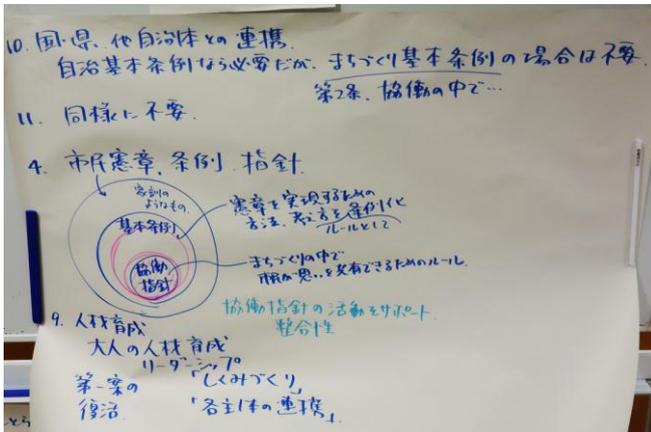
- ・基本条例は、市民憲章で掲げる理想のまちづくりのための具体的な考え方や方法にして条文化したもの。
- ・協働指針はまちづくりの重要なキーワードとして、自発心や連帯感、創造力を持って皆さんが目的達成のために取り組む際に、市民皆がわかるルールとして思いを共有して活動するためのもの。
- ・まちづくり基本条例の中で具体的に取組む一つのグループが協働指針を作った市民会議という位置づけ。
- 七尾市では、市民憲章の1項目ごとに委員会を作って活動を行っている。
- 市民憲章で目指すまちにするために、基本条例では考え方や具体的な方法を定める。協働に関しては、協働する際の考え方や、思いを共有するためのルールを指針の中で決める。
- 条例と協働指針の思いは市民憲章で包括されているので、それぞれの整合性をとる必要がある。将来の活動に対するサポートができることも重要。
- ・協働を全面に出すと野々市らしさのある条例になる。協働のことは条例案の前文で書かれている。
- まちづくりは協働だけでは語れないことをふまえて、条例で協働を定める必要がある。まちづくりの目指す方向は市民憲章にゆだねてよいが、誰がどういう役割で、どういう関係で行動するかを基本として、その中で協働を前面に出せば良い。
- ・協働指針が条例より大きくなくても、限りなく近い方が正しいのでは。それを委員が理解する必要あり。
- 役割や責務、行政や議会との関係につながる。

### 【第13条人材育成についての条文の整理】

- ・条文には子供に関する人材育成しか書いておらず、大人でリーダーシップを持った人材が必要だという意見が心に残った。
- 条例案1案に大人の人材育成について、市民全体に勉強する機会を与えてそこから人材を発掘して育てていくとあった。
- ・人材育成はリーダーシップに重きを置く内容でも良いという意見が出たので、担い手を発掘し育成すること、その仕組みづくり、環境整備の意味は難しいが、人材育成できる仕組みづくりもキーワードに入

れて、各主体が努力目標としたい。

- ・子供の育成に関しては別条項で定めてはどうか。



■神谷先生から挙げられた議題

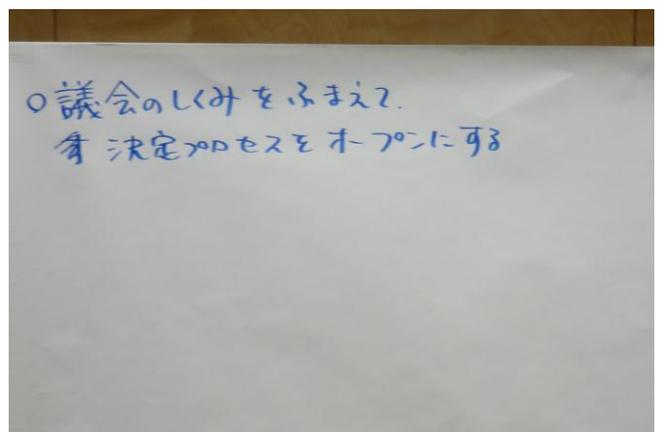
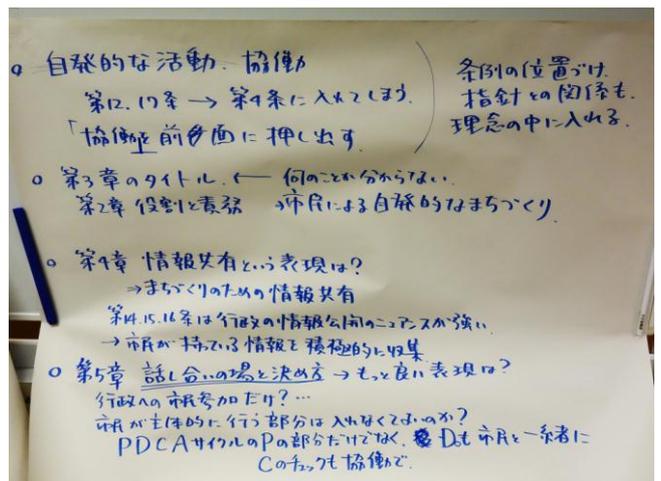
- ・第12条、第17条の「連携」、第4章の話し合いの場と決め方の「市民協働の推進」、両方のキーワードのおさまりが悪いので、第12条と第17条に加え、協働のことを第4条の基本理念に入ると良い。市民憲章と協働指針と条例の3つの位置づけの関係を述べると基本理念が充実するのではないかな。
- ・市民による自発的なまちづくりの中身は第10条の地域活動や第11条の市民活動で、連携、人材育成によって自発的なまちづくりになるとわかりやすい。
- ・第4章の情報共有という表現が分かりづらいので、「まちづくりのための情報共有」という表現にすると目指すものが分かりやすい。第14条、第15条、第16条は、行政の情報を市民に公開するニュアンスの中身になっているが、これで十分か。協働が重要ならば、市民が持つ情報を行政が積極的に収集することも考えられる。(行政は情報を系統立てて持っているが、市民は隣のことはよく知らない。)
- ・第5章の話し合いの場と決め方だが、わかりやすい表現のタイトルはないか。話し合いの場という言葉で限定して良いのか、協働そのものが幅広い意味なので収集がつかない。

協働にはPDCAのPlan(計画)の部分だけでなく、Do(行動)で実際に行動することも必要。Check(点検)の行政評価も協働で行ったり、第三者や委員会などができる。現時点では、市民の声を拾うだけ。

→連携の話として、地域活動は町内活動で各自行い、

市が方針を出して業務を行う役割分担はあるが、誰かが提案して行ったものは皆で共有し、発表の場を設けられるものは評価したいという連携もある。そのために地域の人が連携する必要がある。これは評価の部分や行動しているかの確認、教育に関係する。

- ・行政をオープンにするという話だったが、議会での話し合いのプロセスをオープンにしても良い。議員は市民の代表として選ばれているが、策定委員会のメンバーは市民の信託を受けていない。
- 野々市の場合は市民協働を進めたいという根本の思いがあり、協働の提案事業は制度として既に動いている。全体の思いと制度の両方を行き来して、協働指針とも整合がとれるように条例を完成させたい。
- ・ワーキンググループには今日までの議論を条文案に反映させて、第3案を作成してほしい。



## 5. 閉会

### ■中村副会長より

ワーキンググループからの途中経過としての条例案をもとに検討して進めたい。ワーキンググループも忙しいので、条例案は次回会議当日になるかもしれないが、私たちが進んでいる実感がわく。

### ■パブリックコメントについて

- ・ある程度の条例案でパブリックコメントを募集しながら条例案を作成していかないと、条例案が完全に固まってからでは間に合わない。
- ・パブリックコメントには約1ヶ月の募集期間が必要なので、次回会議までに条例の第3案をワーキンググループに出してもらおう。
- ・条例第3案は会議当日に配布されて検討するのは大変なので、9月17日の会議後にパブリックコメントを行い、10月6日、10月22日を経て市長に報告という予定。
- ・時間が足りなくなれば、会議を1週間に1回にするなどスケジュールを再調整。
- ・12月議会にかけるためには、文章法規がチェックする期間も必要。10月上旬にチェックしてもらう必要あり。議会で条例の議題を挙げる段取りも必要。
- ・議会と委員の違い。議員は選挙をして選ばれるが、委員は選挙をしていないので、委員の意見が市民の代表の意見なのか。
- ・市民に対してのパブリックコメントが本当に良いか。パブリックコメントは基本的にあまり見られていないので、委員が周りに直接意見を聞いた方が意見がより多く集まる。七尾ではパブリックコメントの前に出前説明会として委員が町内会で意見を集めた。